

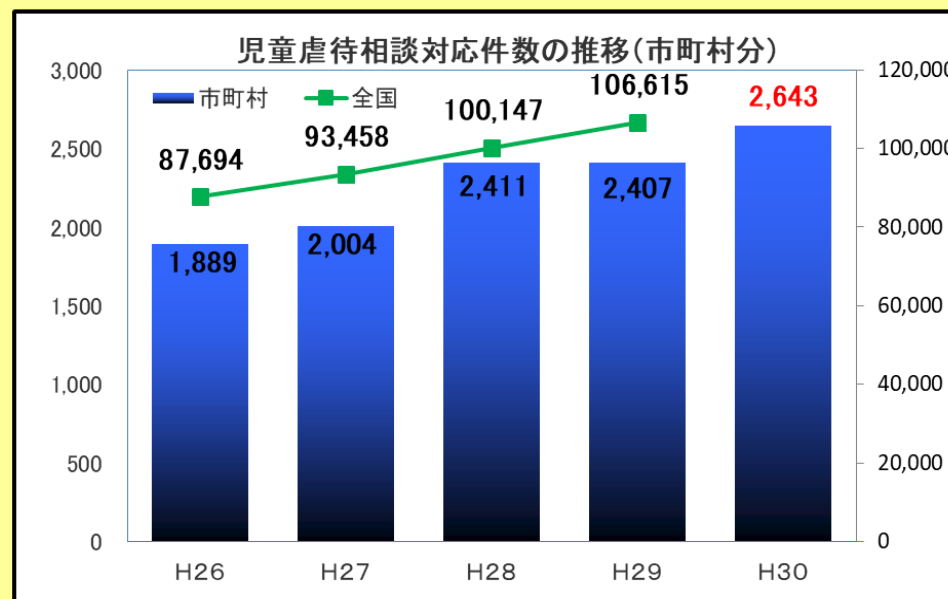
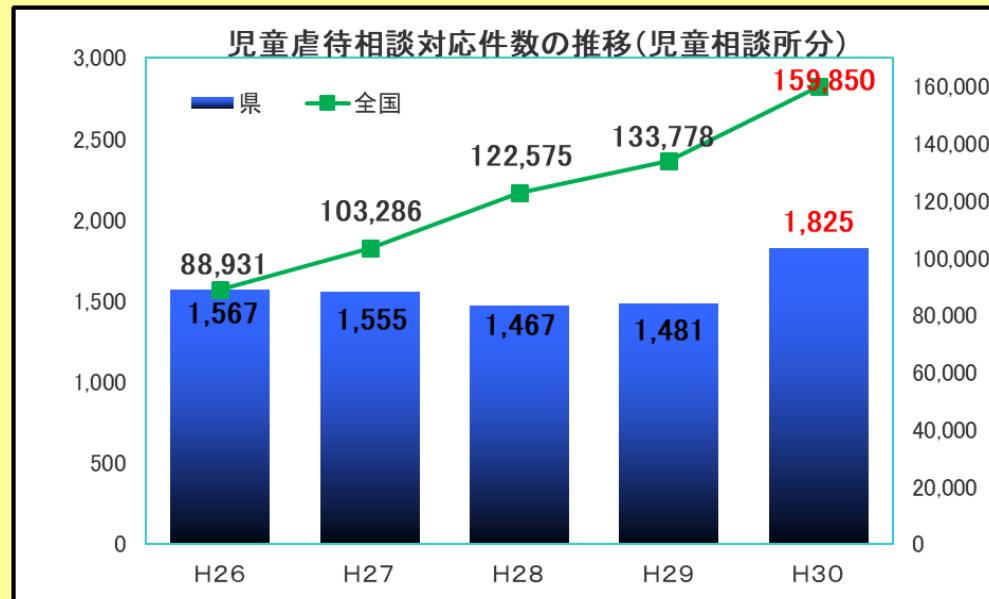
奈良県児童虐待防止アクションプランの改定について

本年度で終期をむかえる「第3期 奈良県児童虐待防止アクションプラン」(H29~H31)について、これまでの取組状況を振り返り、現時点での課題把握を踏まえたうえで、第4期アクションプラン改定案(骨子)を作成する

現行の児童虐待防止アクションプランの検証①

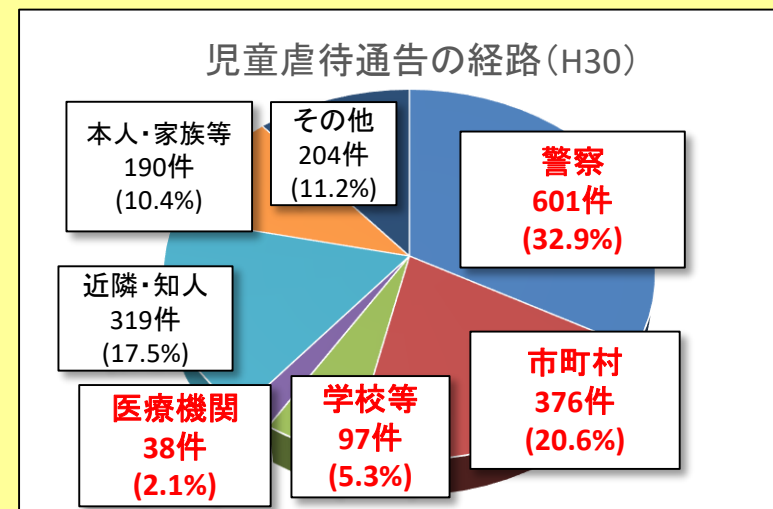
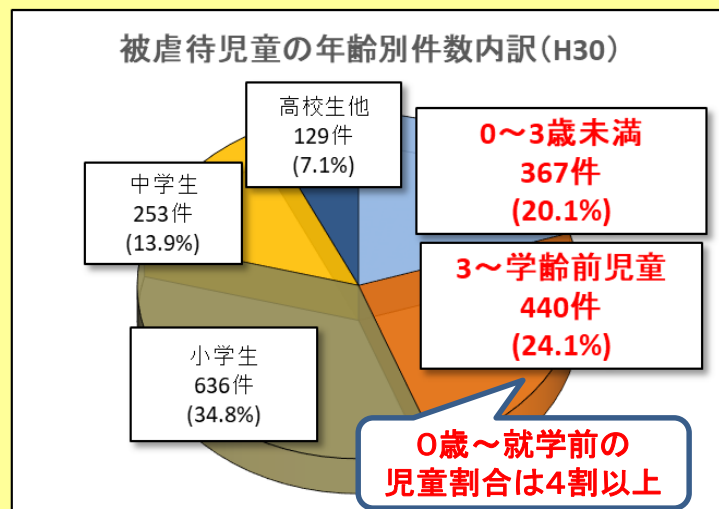
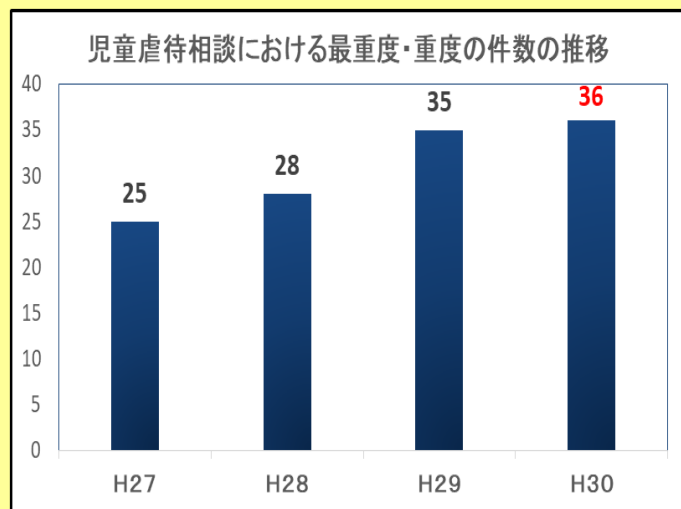
1 統計からの検証

○児童虐待に関する社会的認知の高まりもあり、虐待対応件数が増加傾向にある



○児童虐待の重症事例数が低下せず、死亡事例も複数発生している

- 児童虐待対応件数に占める最重度・重度の割合は横ばいにあるが、実件数は増加しており、件数はH27以降25~36件で推移。
- 近年では乳幼児を含む死亡事例が2件発生(H29:0歳男児 H30:8歳男児)。
- 児童虐待対応件数に占める「就学前児童」の割合は4割超(乳幼児は、重症度リスクが高まりやすい)。
- 児童虐待通告の経路に占める「警察」の割合が大幅増。



<死亡事例について>

- 0歳男児の死亡事例(H29年発生)
 - ・母親が0歳の息子を踏みつけ胸腹部圧迫による窒息、内臓損傷による出血性ショック等により死亡させた。
- 8歳男児の死亡事例(H30年発生)
 - ・父親が8歳の息子の頭部を殴り、硬膜外血腫により死亡させた。

<通告経路について>

- 警察からの通告件数が大幅増(H25年比:2.9倍)
 - ・特に面前DVをはじめとする「心理的虐待」を理由とした児童虐待対応件数が増加
 - ※緊急度や重症度は低い、支援が必要なケース

児童虐待を減少させ、重症事例・死亡事例をなくすために

4つの枠組の内容の充実と着実な実施が必要

未然防止

早期対応

発生後の対応

体制整備

2 現行アクションプランの取組実績、評価指標からの実施状況の評価

◆「評価指標からの評価」(評価対象事業 28事業)

○達成評価

- A評価:取組が達成、又はほぼ達成(5事業)
- B評価:取組が進捗しているが、更なる進捗が必要(10事業)
- C評価:取組が進んでいない(13事業)

別添

課題

目標達成に向けた積極的な働きかけの促進

3 県及び市町村における課題等

◆「児童虐待重症事例等検証結果報告書」の「提言内容」の概要

○0歳男児の死亡事例(平成29年発生)

- ①「個別ケース検討会議」の実施基準の明確化
- ②共通のアセスメントツールを活用した「個別ケース検討会議」の実施及びケース移管業務の実施
- ③町村に重点を置いたスーパーバイズ体制の拡充
- ④母子保健担当課の専門性強化とソーシャルワークの視点に基づく支援の導入
- ⑤精神科等の医療機関との連携の促進

課題

町村を中心とした市町村支援の充実

児童相談所と市町村における情報共有・連携方法のルール化

リスクアセスメント力の向上

児童相談所と市町村の体制・専門性強化

児童相談所と市町村の連携強化

◆児童相談所における「児童福祉司配置」と「体制整備」の状況

○児童相談所に必要な「児童福祉司」配置数(見込み)

- 現 状(2019年度) 39名(人口4万人基準)
- 今 後(2022年度) 60名以上(人口3万人基準) ※児童虐待対応件数の加算人員等含む

◆市町村要対協における「専門職配置」と「体制整備」の状況

○市町村要対協における専門職配置状況

- ①配置済み:37市町村

○「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置状況

- ①設置済み:6市町村(設置予定:4市町 検討中:15市町村)

必要な取組

児童の安全確保と権利擁護の推進

妊産婦及び児童と家庭への支援の充実

子育て家庭を支える支援制度の充実

多機関による連携強化
(特に警察・司法・学校・医療機関等)

家庭的養育の推進

社会的養護で暮らす子どもの自立支援

4 児童福祉法の改正及び国の方向性等

◆「児童福祉法等の一部改正」(令和元年6月26日公布)

○改正の概要

- ①児童の権利擁護
- ②市町村及び児童相談所の体制強化等
- ③関係機関間の連携強化 等

◆「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月公表)

○対策の概要

- ①児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化
- ②児童虐待の早期発見・早期対応
- ③児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
- ④関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化
- ⑤適切な司法関与の実施
- ⑥保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化 等

◆「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月発表)

○ビジョンのポイント

- ①家庭養育優先の原則
- ②市町村を中心とした支援体制の構築
- ③施設養育の小規模化・高機能化・地域分散化
- ④自立支援の徹底 等

4つの枠組を見直したうえ
事業内容の充実が必要

未然防止

早期対応

発生後の
対応

体制強化
専門性強化

多機関連携

家庭的養育
の推進

枠組内容を充実させるために
必要な具体的取組

アクションプランの目標達成に向けた積極的な県の働きかけ

町村を中心とした支援の実施
(人材育成のための研修実施・助言等)

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置推進

情報共有・連携方法のルール化
アセスメントツールの共有化

妊産婦や子育て家庭への切れ目ないアウトリーチ型支援の展開

連携と相互理解を深めるための人事交流の促進

児童相談所職員の専門性向上
(人材育成のための研修実施等)

警察・司法・学校・医療機関等との連携強化(相互研修等)

里親委託・里親支援推進のため
フォスターリング機能の強化

児童福祉施設等における入所児童へのケアの充実

家族再統合や児童の自立に向けたアフターケアの推進